



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

東京法務局一斉

「相続・遺言」説明会＆相談会

令和6年4月から開始された相続登記の義務化及び
自筆証書遺言書保管制度に関する説明会を開催します。
併せて、司法書士による無料相談会を行います。



遺言書ほかんガルー

八王子会場

開催日

令和7年6月20日(金)

説明会

時間：午後1時～午後2時30分（定員20名）

- ①法務局職員による「相続登記の申請義務化」
- ②法務局職員による「自筆証書遺言書保管制度」
- ③東京司法書士会による「相続・遺言の注意点」
- ④税務署職員による「相続税」

※説明会①～③は、本局会場における説明会をウェブ会議システムにより中継します。

相談会

司法書士による「相続・遺言」に関する相談会

時間：午後3時～午後5時（定員8組 各相談時間20分）

※相続税に関するご相談はお受けできませんので御了承ください。

会場

説明会及び相談会：東京法務局八王子支局 1階共有会議室

（八王子市明神町四丁目21番2号 八王子地方合同庁舎）

※説明会にご参加の方は駐車場のご利用ができません。公共交通機関を御利用ください。

予約受付

令和7年6月18日(水) 午後5時まで（土日祝日を除く）

※予約方法：電話もしくは直接窓口へ

お問い合わせ
お申込み先

■ 東京法務局八王子支局
（予約受付は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く））

■ TEL 042-631-1377

※自動音声が流れましたら、3番を選択してください。

主催 東京法務局・東京司法書士会・東京土地家屋調査士会

預けて安心!

自筆証書遺言 保管制度

全国312か所
東京都内5か所
でご利用いただけます。

遺言書の
保管の申請には
3,900円が
かかります。

あなたの大切な
遺言書を守ります



遺言書はかんガルー



(詳しくは法務省のホームページへ)
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

東京法務局

御存じですか？

相続登記が

令和6年
4月1日
から



不動産登記制度
イメージキャラクター
「トウキョウ」

されました

登記申請は
お早めに!

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しくは、東京法務局ホームページ
をご覧ください。▶

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html>



東京法務局